

令和7年4月1日

関係者各位

財務部契約課
(担当：工事契約係)

建設工事競争入札に係る最低制限価格の設定について

地方自治法施行令第167条の10項第2項及び新潟市契約規則第12条第1項の規定により定める最低制限価格について、以下の通りとします。

記

- 1 最低制限価格を設けることができる対象
競争入札により請負契約を締結する予定価格400万円超の建設工事
- 2 最低制限価格の設定率
当該予定価格の10分の7.5から10分の9.3以内の範囲において契約執行職員が定める。
ただし、必要に応じ10分の9.3を超えて定めることができる。
- 3 施行期日
令和7年4月1日以降の指名通知、入札公告案件から実施